

名誉会員について

定款第5条第5号および名誉会員の推薦に関する内規に基づき
名誉会員について、総会において推挙するものである。

名誉会員の推薦

理事会に推薦に基づき下記の方を名誉会員として推挙したい。

<記>

今田 徹 氏（技術委員会等での活動に長年にわたり多大な功績）

<参考資料>

1) 名誉会員に関する定款、等(条文)

定 款(抜粋)

(法人の構成員)

第5条 本会には、次の会員を置く。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人
- (4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人
- (5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人
- (6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体

2) 名誉会員の推薦に関する内規(平成26年4月23日平成26年度第1回理事会決定)

一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第5条第(5)号および会員規程第3条第(5)号に規定する「名誉会員」の要件、および推薦手続きについて定める。

(推薦要件)

名誉会員の候補者は、本協会の発展に特別の功労があり、かつ原則として、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 本会会長の経歴のある者。
2. 本会の目的に対して著しい功労のある有識者。

(推挙の方法および手続き)

名誉会員は、総務委員会において候補者を選考し、理事会で候補者を決定し、定時総会に推挙する。

(附 則)

この定めは、平成27年4月1日から実施する。